

国立大学法人大分大学における反社会的勢力に対する基本指針

令和3年7月27日
学 長 裁 定

国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な社会・経済の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、次のとおり反社会的勢力に対する基本指針を定め、これを遵守します。

- 1 法人は、反社会的勢力による不当要求に対し、学生、職員及び役員の安全を確保しつつ組織として対応します。
- 2 法人は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、弁護士等の外部専門機関等と緊密な連携関係を構築します。
- 3 法人は、反社会的勢力との取引を含めた一切の関係を遮断し、不当要求に対し、断固として拒絶します。
- 4 法人は、反社会的勢力による不当要求に対し、民事及び刑事の両面から法的対応を行うものとします。
- 5 法人は、反社会的勢力に対し、資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。

附 則

この指針は、令和3年7月27日から施行する。